

議案第178号

公立大学法人大阪に係る出資等に係る不要財産の納付の認可について

令和7年7月10日付けで別紙申請書により申請のあった公立大学法人大阪に係る出資等に係る不要財産の大坂府への納付については、申請のとおり認可する。

令和7年11月28日提出

大阪市長 横山英幸

説明

公立大学法人大阪に係る出資等に係る不要財産の大坂府への納付について認可をするため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

公大阪羽第6号

令和7年7月10日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪市長 横山 英幸 様

公立大学法人大阪

理事長 福島 伸一

出資等に係る不要財産の納付について（申請）

地方独立行政法人法第42条の2第1項及び同法施行令第8条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

土地 大阪府羽曳野市はびきの三丁目315番1外9筆 50,996.41m<sup>2</sup>

建物 別表の通り

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなく  
なったと認められる理由

羽曳野キャンパスに設置の看護学部看護学科、医学部リハビリテーション学科、  
生活科学部食栄養学科の移転に伴い、現キャンパス施設が不要となるため。

3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額  
別表のとおり

4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その他その内容  
別表のとおり

5 現物による出資団体への納付の予定時期

令和8年4月1日

## 6 その他必要な事項

なし

別表

資産の種別	所在地又は財産名称	建築面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> ) (建物は延べ床面積)	取得の日における帳簿価格 (円)	申請の日における帳簿価格 (円)	不要財産の取得に係る出資又は支出の額 (円)	その他その内容
土地	羽曳野市はびきの三丁目315番1	—	6,292.00	280,623,200	280,623,200	280,623,200	現物出資
	同 315番2	—	892.00	39,783,200	39,783,200	39,783,200	現物出資
	同 316番118	—	279.00	13,894,200	13,894,200	13,894,200	現物出資
	同 316番124	—	154.00	7,669,200	7,669,200	7,669,200	現物出資
	同 324番2	—	8,042.97	400,539,906	400,539,906	400,539,906	現物出資
	同 324番7	—	9,642.97	480,219,906	480,219,906	480,219,906	現物出資
	同 324番21	—	13,421.48	668,389,704	668,389,704	668,389,704	現物出資
	同 324番33	—	5,999.99	298,799,502	298,799,502	298,799,502	現物出資
	同 325番4	—	988.00	49,202,400	49,202,400	49,202,400	現物出資
	同 805番17	—	5,284.00	263,143,200	263,143,200	263,143,200	現物出資
建物	羽曳野市はびきの三丁目7番30号						
	看護学部棟1	407.00	1,788.00	441,886,000	188,622,793	441,886,000	現物出資
	看護学部棟2	931.00	2,518.00	682,799,000	291,458,619	682,799,000	現物出資
	看護学部棟3	621.00	2,718.00	559,772,000	238,943,593	559,772,000	現物出資
	臨床検査学科棟	859.00	2,629.00	649,731,000	277,343,560	649,731,000	現物出資
	臨床栄養学科棟	658.00	2,241.00	661,531,000	282,380,480	661,531,000	現物出資
	歯科衛生学科棟	475.00	1,749.00	486,278,000	207,572,153	486,278,000	現物出資
	作業療法学科棟	483.00	1,609.00	358,988,000	153,237,026	358,988,000	現物出資
	理学療法学科棟	542.00	2,046.00	463,511,000	197,853,899	463,511,000	現物出資
	看護学科棟1	603.00	2,278.00	500,431,000	213,613,134	500,431,000	現物出資
	看護学科棟2	536.00	1,912.00	459,405,000	196,101,026	459,405,000	現物出資
	看護学科棟3	553.00	2,025.00	417,048,000	178,020,800	417,048,000	現物出資
	管理・講堂棟	1,349.00	5,164.00	2,329,542,000	960,409,600	2,329,542,000	現物出資
	ブリッジ棟	1,370.00	1,280.00	454,144,000	200,047,633	454,144,000	現物出資
	体育館	1,200.00	1,655.00	528,474,000	232,789,533	528,474,000	現物出資
	図書厚生棟	1,661.00	4,504.00	1,225,060,000	505,060,507	1,225,060,000	現物出資
	自転車置場	100.00	100.00	14,193,000	675,925	14,193,000	現物出資
	ゴミ置場	21.00	21.00	3,052,000	824,053	3,052,000	現物出資
	ゴミ置場駐車場	30.34	30.34	7,740,000	2,024,340	7,740,000	現物出資
	屋外便所	17.60	17.60	7,535,000	1,903,493	7,535,000	現物出資
	スロープ階段倉庫	20.30	20.30	12,541,000	3,386,059	12,541,000	現物出資

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2-4 省 略

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 省 略